

入札時の注意点

【重要】不適法な入札が増えていますので、必ず下記をお読みください。

入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

- 1 暴力団員等に該当しない旨の陳述書
- 2 住民票（入札人が個人の場合）又は資格証明書（入札人が法人の場合）
- 3 宅地建物取引業の免許証の写し（入札人が宅地建物取引業者の場合）

◆ 上記 1 及び 2 の各書面は、入札時に提出がないと無効になります。 また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

◆ 入札書及び上記 1 の書面の書式は、B I T サイトのトップ画面の右にある「ダウンロード」からダウンロードすることができるほか、当庁の執行官室で配布を受けられます。各書面の記入方法は、各書面の注意書欄に記載されていますので、よくお読みください。

入札時に提出する暴力団員等に該当しない旨の陳述書の「陳述」欄「☐ 自己の計算において・・・ありません。」の ☐ のチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる 場合のみ チェックするものです。

チェックを入れた場合には、陳述書の注意書 9 を参照の上、必ず別紙も添付してください。

◆ その他入札に関してご不明な点は、当庁の執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 4 日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 福 田 栄 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 15 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 5 月 22 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 5 月 29 日 午前 11 時 00 分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 6 月 18 日 午前 10 時 00 分 場 所 宇都宮地方裁判所大田原支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 5 月 30 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 6 月 3 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 4 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|---------------------|
| 1 | 所 在 | 大田原市親園字街道東 |
| | 地 番 | 6 1 4 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 3 2. 2 3 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 7年 2月 7日

宇都宮地方裁判所大田原支部執行係

裁判所書記官 川 島 崇 之

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

【物件番号1】

本件土地につき、売却対象外の下記建物のために法定地上権が成立する。

記

1 家屋番号 614番

種 類 居宅

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 191.70平方メートル

2 (附属建物)

符 号 1

種 類 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 33.12平方メートル

3 (未登記付属建物)

種 類 納屋

構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

床面積 約54.65平方メートル

4 (未登記付属建物)

種 類 石倉

構 造 石造瓦葺2階建

床面積 延べ約39.66平方メートル

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし



4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 1】

本件所有者及び亡D相続人らが2記載の建物を共有して占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。



物 件 目 録

- | | | |
|---|-----|---------------------|
| 1 | 所 在 | 大田原市親園字街道東 |
| | 地 番 | 6 1 4 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 1 3 2. 2 3 平方メートル |



令和 6年(ヌ)第 20号
令和 6年11月13日受理
令和 7年 2月 4日提出

現況調査報告書

宇都宮地方裁判所 大田原支部

執行官 深 谷 昌 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|----------------------|
| 1 | 所 | 在 | 大田原市親園字街道東 |
| | 地 | 番 | 6 1 4 番 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 2 1 3 2 . 2 3 平方メートル |



(土地用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり		
住居表示	栃木県大田原市親園614番地		
土地	物件1		
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ 農地（物件 ） ☐ 雑種地（物件 ） ☐ 山林（物件 ） ☐ ☐		
形状	☒ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐		
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者A ☒ その他の者（A以外のBを含む相続人） ☒ Aを含む上記の者らが本土地上に、下記目的外建物を共有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している。 ☐ ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐		
その他の事項			
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年()第 号 保管開始日 令和 年 月 日		
建物 (目的外建物)	☐ ない ☒ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）		
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈複数〉)

目的外建物の概況 (物件1関係)		
1	所 在	大田原市親園字街道東614番地 (物件1)
	家 屋 番 号	☐ ない (未登記) ☒ 614番
	種 類	☒ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	床面積 (概略)	191.70㎡
	所 有 者	☒ 土地所有者A ☒ その他の者 (A以外のD相続人 (B含む)) ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 昭和51年月日不詳 ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (D) ☐ 不明
そ の 他 の 事 項	附属建物符号1 コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建物置3 3.12㎡ あり	
2	所 在	大田原市親園字街道東614番地 (物件1)
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 納屋
	構 造	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
	床面積 (概略)	54.65㎡ (課税資料による)
	所 有 者	☒ 土地所有者A ☒ その他の者 (A以外のC相続人 (B含む)) ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 昭和23年 (課税資料による) ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☒ その他の者 (D) ☐ 不明
	そ の 他 の 事 項	土地建物位置関係図で未登記目的外建物①と表示

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(目的外建物用〈複数〉)

目的外建物の概況 (物件1 関係)		
3	所 在	大田原市親園字街道東6 1 4 番地 (物件1)
	家 屋 番 号	☒ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☒ 石倉
	構 造	石造瓦葺2階建 ※評価証明では2階建、1階以外の床面積0㎡となっている。 目的外建物であるため内部を確認していないので、平家建か2階建てかは未確認である。
	床 面 積 (概 略)	延べ39.66㎡ (課税資料による)
	所 有 者	☒ 土地所有者A ☒ その他の者 (A以外のC相続人 (B含む)) ☐ 不明
	建 築 時 期	☒ 明治不詳 (課税資料による) ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☒ 不明
	そ の 他 の 事 項	土地建物位置関係図で未登記目的外建物②と表示
	所 在	
	家 屋 番 号	☐ ない (未登記) ☐
	種 類	☐ 居宅 ☐ 店舗 ☐ 共同住宅 ☐ 工場 ☐ 倉庫 ☐
	構 造	
	床 面 積 (概 略)	
	所 有 者	☐ 土地所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
	建 築 時 期	☐ 年 月 日 ☐ 不明
	建 築 者	☐ 現所有者 ☐ その他の者 () ☐ 不明
		そ の 他 の 事 項

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 大型の納屋がある。その構造に鑑みて定着物と判断した。
- 西側接面道路は法定外道路（赤道）であり、建築基準法上の道路（43条1項3号）である。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A(所有者(債務者))	私は何も分かりません。全て息子のBがやっていますので、事情はBから聞いてください。
■ B (Aの息子)	本件土地北側の境界は法地となっている付近です。南側は水路付近までと思います。東側の境界の位置は分かりません。 本件土地上の登記上、所有者となっているAは私の母親で、その前の所有者であるCは私の父親です。Cは、その前の所有者のEの孫です。CはEの長男の子供ですが、その長男が戦死したため、Cは6歳位で祖父であるEから家督を相続しました。Eの次男がDです。DはEの長男の寡婦(Cの母親)と結婚し、Cと養子縁組をして、家長となっていました。Dには養子にしたC以外に4人の娘(実子)がいます。 本件土地上の登記された目的外建物の所有者はDです。 それ以外の2棟の未登記目的外建物(納屋と石蔵)の所有者も、課税資料ではDとなっていました。課税資料では平成15年2月5日にCがDを相続し、所有者となったとされています。 私の知る限り、Cについて遺産分割協議が成立したことはありません。また、Dについて登記された目的外建物等の遺産分割協議が成立したこともないと思います。 課税資料では目的外地上建物の所有者は私となっているとのことですが、これは私が税金を支払っているためだと思います。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執行官の意見

■ 物件調査の結果及び関係人の陳述等から前記のとおり認めた。

■ Bの陳述からは目的外建物の相続関係が明確ではなく、したがって目的外建物の所有者（共有者）が誰であるかも明確ではない。

しかし、少なくともA（本件土地所有者（債務者））が、その相続人の一人となっており、そのため共有者の一人となっていることは間違いなさそうである。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年11月14日 (木) 15 : 40 - 16 : 00	大田原市役所	税務課 地番図、地上建物資料調査 道路課 接面道路調査 建築指導課 接面道路調査
6年11月14日 (木) 16 : 30 - 17 : 05	物件所在地	物件確認、写真撮影、Aから事情聴取
6年12月10日 (火) 13 : 50 - 14 : 25	物件所在地	物件調査、目的外建物外観調査、写真撮影、Bから事情聴取、評価人同行
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

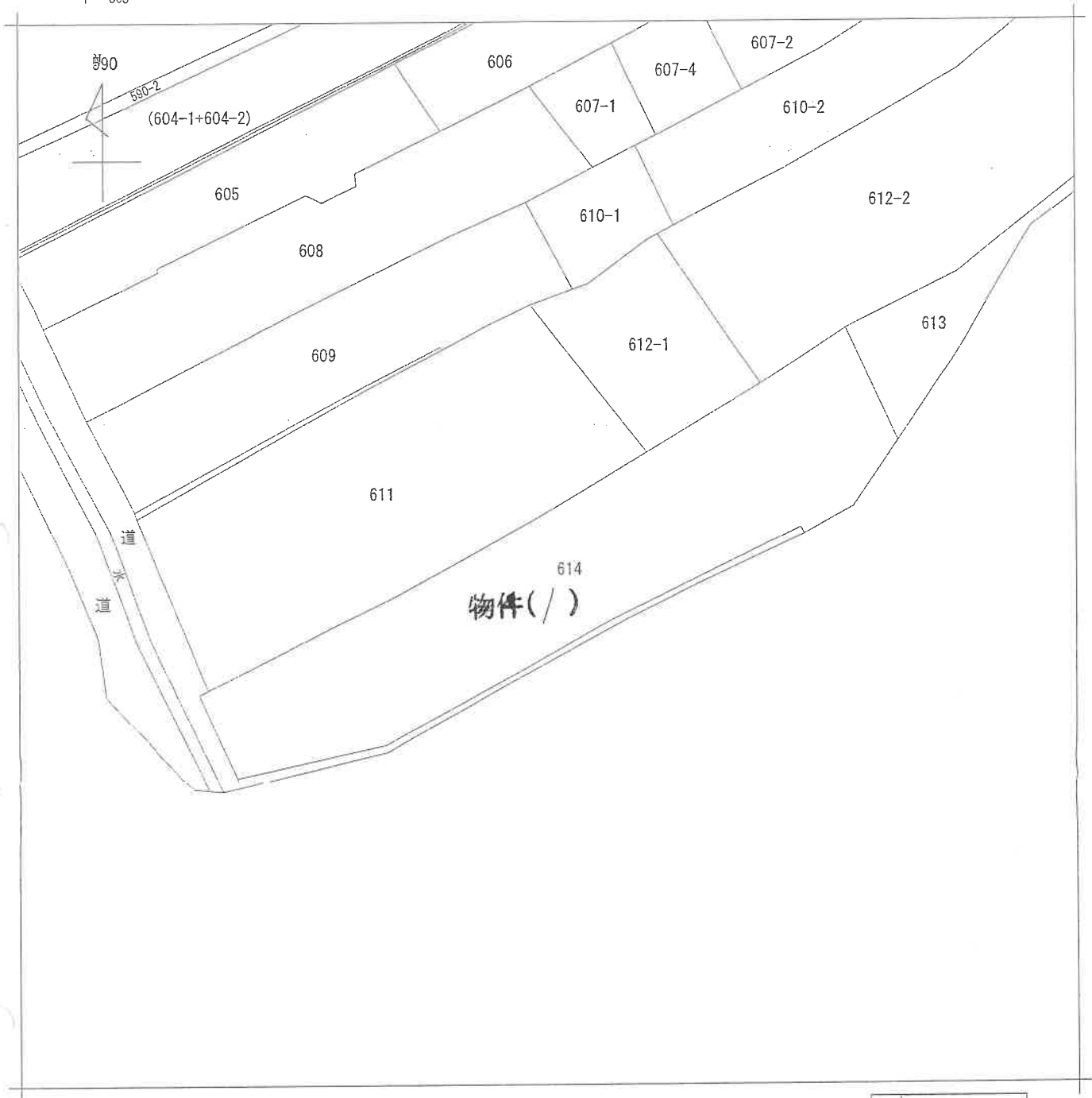
(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



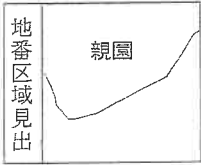
大田原市役所
税務課

五

4 603



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所在	大田原市親園字街道東				地番	614番			
出力縮尺	1/600	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日	明治21年1月8日				備付年月日(原図)		補記事項			

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方法務局大田原支局管轄)

令和6年9月30日

さいたま地方法務局

地図整理番号：M87508

登記官



これは図面に記録されている内容を証明した書
(宇都宮地方法務局大田原支局管轄)
令和6年9月30日
さいたま地方法務局

登記年月日：平成10年7月3日

4020664
各階平面図

面圖
面圖
剖面圖
物建各階

家屋番号	614番	各階	平
建物の所在	大田原市親園字街道東614番地		

(12 頁)

作者製

土地調查士

8月25日(作日)

縮尺

申請人

昭和 60 年 7 月 3 日登記

縮尺

I

(長源納)

(1/枚目)

登記年月日：平成10年7月3日

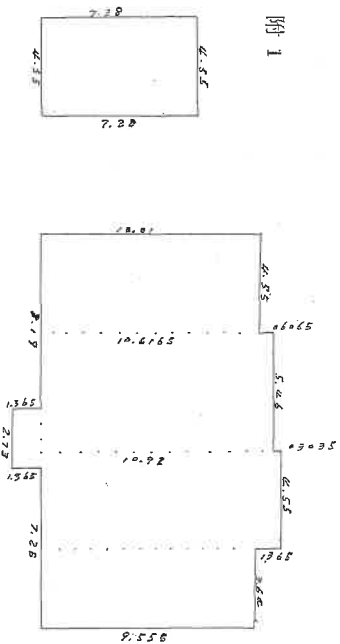
4020665 各階平面図

家屋番号 614番
建物の所在 大田原市親園字街道東614番地

建築物の平面
各階平面図

主

附1



4.55 x 10.55 = 47.68 ㎡
5.46 x 10.55 = 57.58 ㎡
4.55 x 10.55 = 47.92 ㎡
3.64 x 9.55 = 34.76 ㎡
2.73 x 1.36 = 3.71 ㎡
9.17 x 0.00 = 0.00 ㎡
4.55 x 7.28 = 33.12 ㎡
3.31 x 2.00 = 6.62 ㎡

(目録)

作製者

土地調査士

月20日(作製)

縮尺

1/

申請人

縮尺

1/100

平成10年7月3日登記

(平面図)

(2枚目)

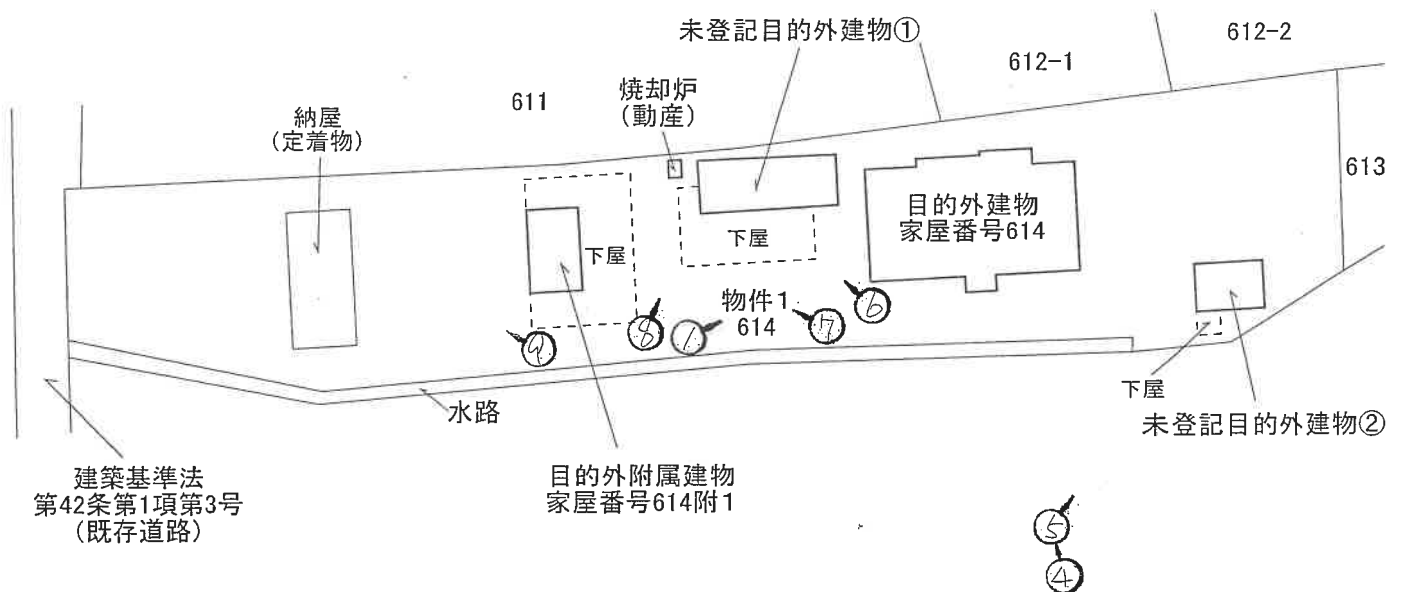
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(宇都宮地方支務局大田原支局管轄)

さいたま地方支務局

登記官

土地建物位置関係図



(注) 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない。

1/2枚目

未登記
附属建物
①



1

未登記附属
建物②

目的外建物
6 1 4

物件 1

物件 1
付近



2

目的外建物
6 1 4

納屋
(定着物)

目的外建物
6 1 4
附属符号 1

目的外
建物
6 1 4



3

未登記
目的外
建物②



4

目的外建物
6 1 4



5

未登記
目的外建物②

物件 1



6

未登記
目的外建物
①

7

目的外建物
6 1 4
附属建物
符号 1



物件 1

8

焼却炉
(動産)



未登記目的外
建物①

9

納屋
(定着物)





令和 6年（又）第 20号
令和 6年10月31日 受 命
令和 6年12月10日 現地調査
令和 7年 1月27日 評 価
令和 7年 2月 6日 提 出

宇都宮地方裁判所大田原支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
阪 上 真 佐 彦

第1 評価額

番号	評 価 額
物件 1	金 2, 2 7 1, 0 0 0 円

- ① 物件 1 の価格は目的外建物及び未登記目的外建物 2 棟のための土地利用権価格を控除した価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58 条 4 項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登 記	現 況
1	所 地 地 地 所 有 者	在 番 目 積 者 大田原市親園字街道東 6 1 4 番 宅地 2, 132. 23m ² A	ほぼ登記簿記載と同じ

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	受命物件は、J R宇都宮線「野崎」駅のほぼ東方直線距離約5.5 kmに所在している。バス便は、県道沿いにあるバス停「親園小入口」より北東方直線距離約70 mである。 (別添位置図参照)	
付 近 の 状 況	当該地域は、「主要地方道大田原氏家線」沿いに農家住宅等が建ち並ぶ親園地区の農家集落地域である。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 ぺ い 率 容 積 率	非線引都市計画区域 なし 指定 60% 指定 200%
画 地 条 件	物件1の土地は、現況、宅地として利用されている画地である。当該画地は、間口約13 m、奥行約105 m、形状はほぼ長方形である。また、当該画地の地勢は、平坦である。 物件1の土地は、当該地域の標準的な画地と比べ、規模が過大であることと奥行長大であることが劣る。	
接面道路の状況	物件1の土地は、西側を幅員約4.5 mの舗装道路（建築基準法第42条第1項第3号、既存道路）に等高に接面する中間画地である。	
土地の利用状況等	物件1の土地は、目的外建物1棟（主である建物…所在：大田原市親園字街道東614番地、家屋番号：614番、種類：居宅、構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、床面積：191.70㎡、所有者：D、附属建物…符号：1、種類：物置、構造：コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、床面積：33.12㎡）と未登記目的外建物2棟（①…種類：納屋、構造：木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建、床面積：約54.65㎡、所有者：不明、②…種類：石倉、構造：石造瓦葺2階建、床面積：約39.66㎡、所有者：不明）の敷地として利用されており、目的外建物は敷地の中央部分の東側に、附属建物符号1は敷地の中央部分の西側に建てられている。未登記目的外建物①は敷地の中央部分の北側に、未登記目的外建物②は敷地の南東端に建てられている。また、敷地の西側には納屋（土地の定着物）が1基、未登記目的外建物①の北西側には焼却炉（動産）が1個存している。 物件1の土地はAの所有で、目的外建物はDの所有である。現時点では目的外建物及び未登記目的外建物2棟とも相続登記が未了であるが、Aは相続人の1人であることは推測できる。したがって、強制競売の差押え時には既に建物が存していたことから、強制競売の結果、土地、建物の所有者が異なるに至った場合には、建物について法定地上権が成立することとなる。	

供給処理施設	上水道：あり 都市ガス：なし 下水道：なし (注) 供給処理施設における「あり」とは、敷地内までの引き込みがあることをいう。「前面道路に本管あり」とは、対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）がとおっており、通常で敷地内への引き込みができる状態にあることをいう。「なし」とは、対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは前面道路に施設管は施設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役所等での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
土 壌 汚 染 の 可 能 性 の 調 査	物件1の土地については、過去に土壤汚染の可能性のある履歴を確認することは出来なかった。よって、土壤汚染の可能性は低いと判断した。
特 記 事 項	物件1の土地は、東側隣接地との境界は判然としていない。 また、未登記目的外建物①は、現地調査において外観調査のみであったため、建物内部を確認することはできず、平家建か2階建かは確認できなかった。したがって、大田原市家屋評価証明書上2階建と記載されているため、構造については家屋評価証明書記載である2階建とした。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

物件1の土地の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	市場性 修正 オ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ÷カ
1	7,650	0.60	2,132.23	0.85	1.00	8,319,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価調査 大田原(県)-1

基準価格 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $10,000\text{円}/\text{㎡} \times 99.4/100 \times 100/100 \times 100/130 \div 7,650\text{円}/\text{㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：必要なし。

◇地域格差：+30

イ 個別格差：規模過大▲25 奥行長大▲15

ウ 地積：現況地積と土地全部事項証明書記載の地積とほぼ相違ないことから、土地全部事項証明書上の地積を採用した。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮し、0.85と査定した。

オ 市場性修正 : 1.00

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権価格を控除し、競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ÷ウ
1	8,319,000	0.35	法定地上権	2,912,000

なお、法定地上権不成立の場合には、場所的利益（10％）を考慮することとなる。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1①カ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有 減価 修正 ウ	市場 性修 正 エ	競売 市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	8,319,000	-2,912,000		0.60	0.700	2,271,000
一括価格（合計）						2,271,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：受命物件は、目的外建物及び未登記目的外建物2棟の敷地として利用されている現状を考慮し、市場性修正率を0.60と査定した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮し、競売市場性修正率を0.700と査定した。

第6 参考価格資料

1 地価調査価格 大田原(県)-1

所 在：大田原市北金丸字古町1814番

地 目：宅地

価 格：10,000円／m²

位 置：JR宇都宮線「西那須野」駅約9.6km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：624m²

供給処理施設：水道、下水

接 面 街 路：北東10.5m市道

用途指定等：非線引都市計画区域（建蔽率60%、容積率200%）

地域の概要：一般住宅、農家住宅の中に店舗等が混在する住宅地域

第7 附属資料

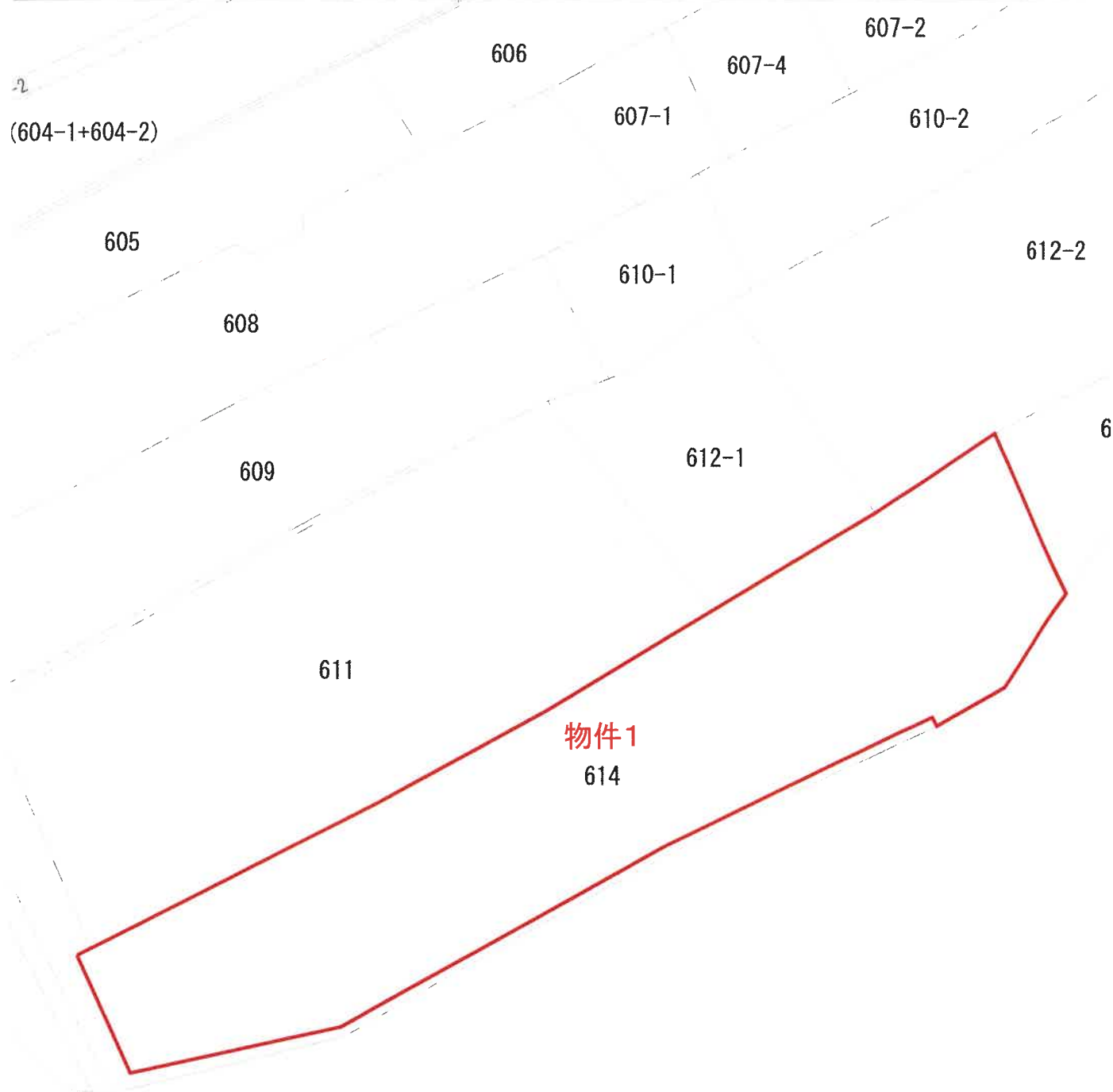
- 1 受命物件の位置図
- 2 公図写
- 3 土地建物位置関係図

以 上



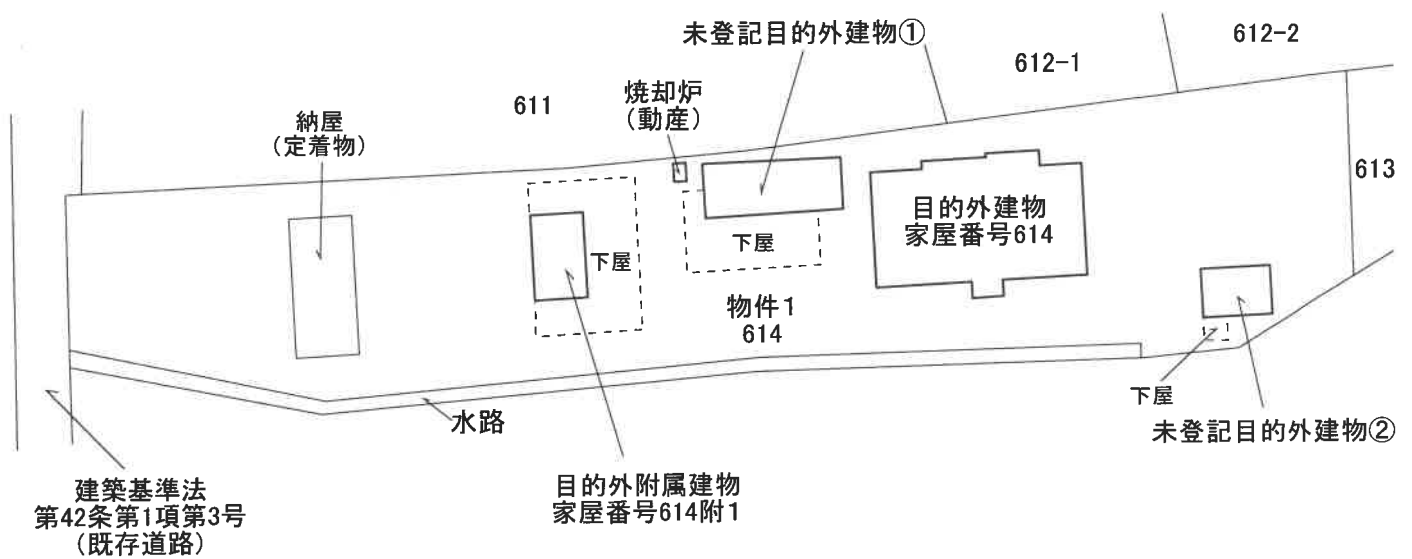
出典：国土地理院ウェブサイト

公 図 写



縮尺 1 / 600

土地建物位置関係図



(注) 本図は概略の参考図であり、正確な形状、面積等を表すものではない。